

『職業経験、技能、知識の不足などにより就職が困難な求職者を試行的に雇用する事業主の皆さまへ』 トライアル雇用奨励金

職業経験の不足などから就職が困難な求職者を、常用雇用へ移行することを目的にして原則3カ月間の試行雇用を実施した事業主に対して助成します。労働者の適性や能力を見極め、それらを確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。

対象となる方

○ 奨励金は、次のいずれも実施した事業主に助成します。

- ① ハローワーク・職業紹介事業者等にトライアル雇用求人を提出すること。
- ② ハローワーク・職業紹介事業者等の紹介により、次のいずれかの要件を満たす求職者を試行雇用すること。

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する者
 - ② 紹介日時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業（※1）に就いていない者
 - ③ 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している者
 - ④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている者（※2）
 - ⑤ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている者
 - ⑥ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する者（※3）
- ※1 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること
 ※2 パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと
 ※3 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者

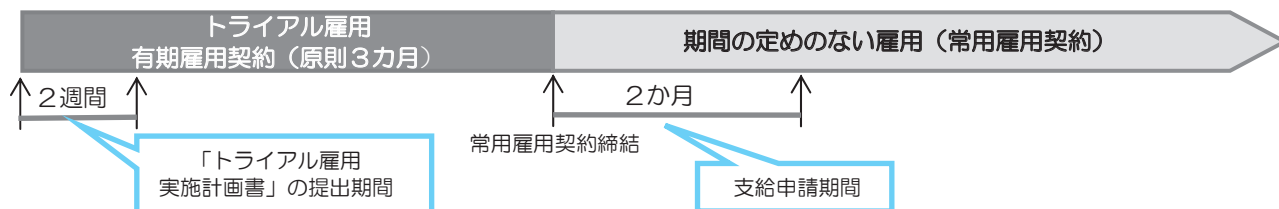
支援内容

○ 対象者1人当たり、**月額4万円（最長3カ月）**

※ 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合、いずれも1人当たり月額5万円（最長3カ月間）となります。

ご利用方法

- ① 本助成金を受給しようとする事業主は、事業所を管轄しているハローワーク・職業紹介事業者等に「トライアル雇用求人」を提出し、トライアル雇用開始日から2週間以内に「トライアル雇用実施計画書」を紹介を受けたハローワーク等に提出してください。
- ② トライアル雇用終了日の翌日から起算して2か月以内に、「支給申請書」を事業所を管轄するハローワークまたは労働局に提出してください。



※ 奨励金の支給を受けるには、一定の要件があります。詳細はハローワーク又は都道府県労働局にお問い合わせ下さい

お問い合わせ先：公共職業安定所（ハローワーク）または都道府県労働局

URL（ハローワーク）：<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL（労働局）：<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>